

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

令和 8 年度税制改正の大綱（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）に基づき、社会医療法人の認定、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行った医療法人（以下「認定医療法人」という。）の認定及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 第 1 項の承認を受けている同項に規定する医療法人（以下「特定医療法人」という。）の承認の要件（以下「認定要件等」という。）について、所要の見直しを行うこととなりました。

これに伴い、本年 3 月 31 日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 8 年厚生労働省令第 72 号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 176 号。以下「税改改正告示」という。）が告示されました。

また、医療法人が附帯業務として行うことができる第二種社会福祉事業として、乳児等通園支援事業を追加することとし、これに伴い、本年 3 月 24 日付けで、「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 108 号。以下「社福改正告示」という。）が告示されました。

この省令等の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令及び税改改正告示について

○ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）においては、社会医療法人及び認定医療法人について、租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）においては、特定医療法人について、認定要件等の一つとして、「自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額について、社会保険診療報酬と同一の基準により計算することとする要

件」（以下「本要件」という。）が課されている。

- 本要件について、特定外国人患者（※１）に対して請求する診療報酬の額にあつては、「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額（※２）から当該金額に３を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えない金額であること」とする。

※１ 自費患者である外国人であつて、以下に該当しない者とする。

- ・ 健康保険法及び船員保険法の規定による被保険者及び被扶養者
- ・ 国民健康保険法の規定による被保険者
- ・ 国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員及び被扶養者
- ・ 私立学校教職員共済法の規定による加入者及び被扶養者
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

※２ 健康保険法第 76 条第 2 項の規定により算定される額（療養の給付に関する費用）、同法第 85 条第 2 項に規定する基準により算定された同項の費用の額（入院時食事療養費）及び同法第 85 条の 2 第 2 項に規定する基準により算定された同項の費用の額（入院時生活療養費）の算定の対象となる給付に係るものに限る。

第 3 社福改正告示について

- 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成10年厚生省告示第15号）第 1 項第 2 号においては、医療法（昭和23年法律第205号）第42条第 1 項第 7 号の規定に基づき、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 2 条第 3 項に規定する第二種社会福祉事業のうち、医療法人が附帯業務として行うことができる事業が規定されている。
- 令和 7 年 4 月 1 日に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第47号）の一部が施行されたことにより、第二種社会福祉事業として乳児等通園支援事業が実施されている。
- ついては、医療法人が乳児等通園支援事業を受託する事業者となりうることから、医療法人が附帯業務として行うことができる第二種社会福祉事業として、乳児等通園支援事業を追加する。

第 4 施行期日等

改正省令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。また、税改改正告示及び社福改正告示についても令和 8 年 4 月 1 日から適用すること。

第 5 関係通知の改正

改正省令等の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。